

中国残留日本人孤児から学んだこと(第17回・最終回)

国家賠償訴訟の終結とその後：今・ここで問われていること

浅野慎一(神戸大学)

※兵庫県AALA連帯委員会『アジア・アフリカ・ラテンアメリカ(兵庫県版)』

2021年3月号掲載記事に若干加筆しました。

「中国残留日本人孤児から学んだこと」の連載も、いよいよ最終回である。

前回は、残留孤児の国家賠償訴訟について紹介したので、今回は、訴訟の終結とその後経過・現状についてお伝えしよう。

2002年に始まった国家賠償訴訟当時、日本の世論・マスメディアは、ほとんどが原告(残留孤児)を圧倒的に支持し、被告(日本政府)の政策・対応に批判的だった。右翼も左翼も、ほぼすべての人々・メディアが残留孤児に同情的だった。

そして2006年の神戸地裁における残留孤児の歴史的な勝訴は、日本政府を決定的に追い詰めた。その他の多くの地裁(東京地裁を除く)も、残留孤児の請求は棄却したとはいえ、日本政府の政策に数々の問題があったことを厳しく指弾した。それに何より、帰国した残留孤児の9割が原告になって立ち上がったという事実は、それだけで政府の支援政策の「大失敗」を雄弁に物語っていた。

そこで2007年、政府与党は、訴訟の取り下げ(裁判との同時決着)を条件として、新たな支援策を実施する政治決着を提案した。

新たな支援策とは、①生活保護とは異なる支援給付金制度を新設すること、②日常生活の相談に応じる支援・相談員を各地方自治体に配置すること、そして③日本語教室・交流事業に財政的支援をすることなどである。

ただし政府は、公的責任は決して認めず、したがって謝罪・補償もしない。あくまで人道的支援の枠内で、側面的な支援を一層拡充するという建前である。そこでたとえば、支援給付金制度もすべての残留孤児を被害者と認めて一律給付するのではなく、生活保護と同じように個々人の収入額を確認して一定水準の所得以下の人だけに支給される。また中国訪問にも依然として一定の制限があり、自由には行けない。

残留孤児たちは、この政府与党の提案を受け入れるかどうか、悩みに悩んだ。しかし最終的には苦渋の選択として、これを受け入れ、裁判を取り下げた。なぜなら残留孤児は高齢化が進み、裁判中にも死者が続出して、一刻も早い改善が不可欠だったからだ。

そして新たな支援策が実施され、残留孤児の生活は、それ以前に比べれば、明らかに一定の改善をみて、今日に至っている。

ただし同時にそれ以降、残留孤児の一層の高齢化が進み、新たな問題も生まれている。

まず日本語教室・交流事業があっても、高齢化して参加できなくなり、自宅に引きこもって孤立する孤児が増えている。

また中国語で受けられる高齢者の福祉・介護体制も、圧倒的に不足している。前述のように、支援給付金に収入制限があるので、子供との同居による家族介護・支援も大幅に制約されている。そこで、言葉も通じない中での孤独、「老老介護」が蔓延している。

支援対象者である残留孤児が死去して人数が減れば、支援・相談員の人数や勤務時間も削減される。だから支援・相談員の戸別訪問もできなくなり、残留孤児の孤立化がますます進んでいる。

さらに残留孤児の子供や孫（二世・三世）にも多くの深刻な問題が指摘されている。残留孤児の人生の苦難は、世代を越えて二世や三世に受け継がれつつある。

本連載のまとめとして、3つのことを指摘したい。

第1に、残留孤児の人生と苦難は、たしかに過去の戦争を一つの契機とするが、しかし単なる「戦争被害」では決してない。それは何よりも戦後の日本政府の政策（1972年の一方的な国籍変更、その後の帰国制限・妨害、帰国後の自立支援の不備）によって生み出された。つまり国民主権・民主主義の下での日本政府の政策が、残留孤児とその被害を創り出したのである。戦後の主権者である日本国民は、この歴史的事実の重みを十分に認識すべきであろう。

第2に、より広い視野で見れば、残留孤児の問題は、戦前・戦後の日本社会、さらに国境を越えた世界社会が創り出した苦難・被害でもある。したがって、残留孤児の側に一方的に社会への適応、日本語の習得や異文化適応を求めるだけでは、本当の問題解決にはならない。反省し、変わらなければならないのは、日本や世界の社会の側だ。私たちは、残留孤児の苦難の人生を知ることを通して、こうした悲劇を二度と起こさない日本や世界の社会をいかに作り上げていくのか、それをこそ学び、考える必要がある。アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会の役割は、ますます大きくなっている。

そして第3に、残留孤児問題は、決して「忘れてはならない過去の記憶」ではなく、今・ここで解決が求められている、まさに現在進行中の問題で、未来の和解へと開かれた問題でもある。